# 火薬類輸入許可申請の手引 (千葉県 産業保安課作成)に関する よくある質問と回答について

## 【申請に関して】

- Q 1 火薬類輸入許可申請書の「貯蔵又は保管場所」について、火薬類を輸入後、火薬庫 A に貯蔵するが、その後、火薬庫 B に貯蔵場所を移す。この場合、当該欄は、火薬庫 A と火薬庫 B の両方の情報を記載すればよいか。
- A 1 輸入後、最初に貯蔵する火薬庫Aについてのみ記載してください。
- Q 2 火薬類輸入許可申請書の「貯蔵又は保管場所」について、輸入後、火工品を火薬庫 に貯蔵することなく、すぐにヘリコプターに装着する。この場合、当該欄は、どのよう に記載すればよいか。
- A 2 次のとおり記載してください。 所有のヘリコプターに装着

(千葉県 市 ) ( )内は、ヘリコプターに火工品を装着する場所の住所

#### 【許可書の受け取りについて】

- Q3 申請から許可書の発行まで、どのくらいの期間がかかるのか。
- A 3 申請書を受理してから許可までに、概ね7日間かかります。余裕をもって申請してください。
- Q4 発行された許可書の受け取り方法はどうか。
- A 4 当課窓口まで取りに来ていただくか、申請時に返信用封筒(切手が貼り付けてあり、 宛先記入済みのもの)を用意していただければ、その返信用封筒に許可書を同封して郵 送します。
- Q5 発行された許可書をpdf等の電子データでもらうことはできるか。
- A 5 許可書の電子データでの送付はしません。

## 【許可書の返納について】

- Q 6 輸入許可申請をし、許可書を取得したが、許可書を使用しなかった。どうすればよいか。
- A 6 記載事項変更届により、許可書の原本を返納してください。

## 【輸入届について】

- Q7 火薬類輸入届は、いつまでに提出すればよいか。
- A 7 輸入後、遅滞なく提出してください。

## 【輸入許可期間の延長について】

- Q8 許可書に記載の輸入許可期間を延長することはできるか。
- A 8 やむを得ない理由により、許可期間内に輸入が出来ない場合は、記載事項変更届により輸入許可期間の延長が出来ます。

ただし、輸入許可期間を過ぎてからの延長は、出来ませんのでご注意ください。

- Q 9 申請書の収受日が令和 2 年 7 月 1 0 日で、許可書の輸入許可期間が、令和 2 年 7 月 1 7 日 ~ 令和 2 年 1 1 月 1 6 日である。輸入許可期間を最大まで延長した場合の期間はいつまでか。
- A 9 延長は、最大で申請(収受)日から1年を超えない日までとなりますので、最大の期間は、令和3年7月9日までとなります(令和3年7月16日ではありません)。
- Q 1 0 記載事項変更届の提出後、県からその受理通知書は発行されるのか。
- A 1 0 記載事項変更届の提出後に、県から受理通知書は発行されません。副本に、収受 印を押し、お渡しします。

#### 【その他】

- Q11 輸入許可は、いつまでに受ければよいか。
- A 1 1 輸入許可は、本土に陸揚げする前(便が日本に到着する前)に受けなければなりません。通関する前ではありませんのでご注意ください。

- Q12 輸入許可を受けた火薬類が2便に分かれて陸揚げされた場合は、1つの許可が2 便に適用されるか。
- A 1 2 便ごとに輸入許可を受ける必要があるため、1 便のみ許可が適用されます。
- Q13 平成24年経済産業省告示第14号(火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示)に該当する火工品は、火薬類取締法の規定による輸入許可は不要か。
- A 1 3 省令(火薬類取締法施行規則第1条の4)や告示(平成24年経済産業省告示第 14号(火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示))等により、火薬類取締 法の適用を受けない火工品については、火薬類取締法の規定による輸入許可は不要です。
- Q 1 4 輸入する火工品が、火薬類取締法の適用を受けない火工品であることを県で証明 してくれるか。
- A 1 4 県では証明しません。
- Q15 輸入許可を、「火工品 A3個」で受けたが、輸入数量が「火工品 A2個」となる場合、再度、輸入許可を取り直す必要があるか。
- A 1 5 今回のような、許可数量より減る場合については、再度、許可を要しません。ただし、「火工品 A 5個」のように、許可数量より増える場合は、許可を取り直す必要があります。
- Q16 英語表記の輸入許可書は発行できるか。
- A 1 6 出来ません。日本語のみとなります。

令和 2 年 8 月 2 6 日 千葉県産業保安課 管理調整班 作成 (令和 3 年 1 2 月 1 日 改訂)